

「緊急小口資金特例貸付」の流れ

(1) 書類 (①借入申込書②借用書③重要事項説明書④申立書) の取得方法

高浜市社会福祉協議会ホームページからダウンロード

自立相談支援センター (いきいき広場2階) に来所し書類を受け取り

(2) 必要書類の準備

●必要書類一覧

住民票 (世帯全員/本籍地/原本/発行3カ月以内)

申請者名義の通帳、またはキャッシュカード(写) ※金融機関名、支店名、口座名義、口座番号の分かる部分の写し

本人確認書類 ※いずれか1つ、外国籍の方は在留カード必須

ア 運転免許証 (住所変更している場合は両面コピー)

イ 健康保険証 (お名前、生年月日、住所の記載のある箇所は全てコピー)

ウ マイナンバーカード (保護ケースに入れたまま表面のみコピー)

エ パスポート (顔写真のページ、所持人欄(現住所の記載)のページの
コピー)

【外国籍の方は必須】

在留カード (特別永住者証明書) (住所変更している場合は両面コピー)

(3) 申込書の記入・押印

●ご記入・押印いただく書類

借入申込書 (緊急小口資金特例貸付借入申込書)

借用書 (緊急小口資金特例貸付 借用書)

重要事項説明書 (緊急小口資金特例貸付に関する重要事項説明書)

申立書 (収入の減少状況に関する申立書)

●ご記入いただく際の注意事項

- ・ 記入例を参考に記入・押印ください。
- ・ 黒ボールペンで記入ください。
- ・ 必ず申込人が自筆・記入ください。
- ・ 訂正は二重線 (〇〇) を引き、訂正印を押印した上、余白に記入ください。

(4) 送付前の確認・郵送

「確認チェックリスト」に基づき、必ず確認いただき、下記にご郵送ください。

宛名：高浜市社会福祉協議会 2階 自立相談支援センター

住所：〒444-1334 高浜市春日町五丁目165

※郵送料は申請者のご負担となりますのでご了承ください。

(5) 高浜市社会福祉協議会にて申込書の確認、愛知県社会福祉協議会へ申請書類等を郵送

※申込書類に記入や書類の漏れ等不備が無ければ、県社協へ郵送します。

※申込書類に記入や書類の漏れ等不備があった場合は、不備の箇所がわかるようにして、本会から申請者へ書類を返送します。不備の箇所を修正の上、再提出していただきます。

(6) 愛知県社会福祉協議会にて申込書類の点検・決定・貸付金の資金交付

愛知県社会福祉協議会で申込書類の点検後、貸付金の決定・資金交付を行います。

※愛知県社会福祉協議会の申込書受理日から2週間後程度に送金されています。今後、お申込が集中した場合、遅れることがございますのでご了承ください。

問い合わせ先

自立相談支援センター ころん 電話0566-54-5563